

重点指導調書（指定短期入所生活介護事業（共生型））

主 眼 事 項	着 眼 点	自己評価
第1 共生型居宅サービスに関する基準 1 共生型短期入所生活介護の基準	<p>短期入所生活介護に係る共生型居宅サービス（以下「共生型短期入所生活介護」という。）の事業を行う指定短期入所事業者（指定障害福祉サービス等基準第118条第1項に規定する指定短期入所事業者をいい、指定障害支援施設が指定短期入所の事業を行う事業所として当該施設を一体的に運営を行う事業所又は指定障害者施設がその施設の全部又は一部が利用者に利用されていない居室を利用して指定短期入所の事業を行う事業所（以下、「指定短期入所事業所」という。）において指定短期入所を提供する事業者に限る。）が当該事業に関して満たすべき次の基準を満たしているか。</p> <p>(1) 指定短期入所事業所の居室の面積を、指定短期入所の利用者 の数と共生型短期入所生活介護の利用者の数の合計数で除して 得た面積が9.9平方メートル以上であるか。</p> <p>(2) 指定短期入所事業所の従業員の員数が、当該指定短期入所事業所が提供する指定短期入所の利用者の数を指定短期入所の利用者及び共生型短期入所生活介護の利用者の数の合計数である とした場合における当該指定短期入所事業所として必要とされ る数以上であるか。</p> <p>(3) 共生型短期入所生活介護の利用者に対して適切なサービスを提供するため、指定短期入所生活介護事業所その他の関係施設 から必要な技術的支援を受けているか。</p>	<p>適 ・ 否</p> <p>適 ・ 否</p> <p>適 ・ 否</p>

チェックポイント	関係書類	根拠法令	特記事項
<p>対象は、併設事業所及び空床利用型事業所に限る。</p> <p>・ (1) 従業員の員数及び管理者</p> <p>① 従業者 指定短期入所事業所の従業員の員数が、共生型短期入所生活介護を受ける利用者（要介護者）の数を含めて当該指定短期入所事業所の利用者の数とした場合に、当該指定短期入所事業所として必要とされる数以上であること。 この場合において、昼間に生活介護を実施している障害者支援施設の空床利用型又は併設型の指定短期入所事業所の従業者については、前年度の利用者の平均障害支援区分に基づき、必要数を配置することになっているが、その算出に当たっては、共生型短期入所生活介護を受ける利用者（要介護者）は障害支援区分5とみなして計算すること。</p> <p>② 管理者 指定短期入所生活介護の場合と同趣旨であるため、第3の八の1の(5)を参照されたい。なお、共生型短期入所生活介護事業所の管理者と指定短期入所事業所の管理者を兼務することは差し支えないこと。</p> <p>・ (2) 指定短期入所生活介護事業所その他の関係施設から、指定短期入所事業所が要介護者の支援を行う上で、必要な技術的支援を受けていること。</p>		基準 第140条の14	

主眼事項	着 眼 点	自己評価
第2 運営に関する基準 1 居宅サービス計画に沿ったサービスの提供	指定短期入所生活介護事業者は、居宅サービス計画が作成されている場合は、当該計画に沿った指定短期入所生活介護を提供しているか。	適・否
2 短期入所生活介護計画の作成	(1) 指定短期入所生活介護事業所の管理者は、相当期間以上にわたり継続して入所することが予定される利用者については、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、指定短期入所生活介護の提供の開始前から終了後に至るまでの利用者が利用するサービスの継続性に配慮して、他の短期入所生活介護従業者と協議の上、サービスの目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した短期入所生活介護計画を作成しているか。 (2) 短期入所生活介護計画は、既に居宅サービス計画が作成されている場合は、当該計画の内容に沿って作成しているか。 なお、短期入所生活介護計画を作成後に居宅サービス計画が作成された場合は、当該短期入所生活介護計画が居宅サービス計画に沿ったものであるか確認し、必要に応じて変更しているか。 (3) 指定短期入所生活介護事業所の管理者は、短期入所生活介護計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得ているか。 (4) 指定短期入所生活介護事業所の管理者は、短期入所生活介護計画を作成した際には、当該短期入所生活介護計画を利用者に交付しているか。	適・否 適・否 適・否
3 勤務体制の確保等	(1) 指定短期入所生活介護事業者は、利用者に対し適切な指定短期入所生活介護を提供できるよう、指定短期入所生活介護事業所ごとに従業者の勤務の体制を定めているか。	適・否

チェックポイント	関係書類	根拠法令	特記事項
<ul style="list-style-type: none"> 居宅介護支援事業所からのサービス提供票の活用は、適正に行われているか。短期入所生活介護計画の作成にあたっては、居宅サービス計画の課題・目標に沿っているか。 <p>(短期入所生活介護計画作成の留意点)</p> <ol style="list-style-type: none"> 計画については、介護の提供に係る計画等の作成に関し経験のある者や、介護の提供について豊富な知識及び経験を有する者にその取りまとめを行わせるものとし、当該事業所に介護支援専門員の資格を有する者がいる場合は、その者に当該計画の取りまとめを行わせることが望ましい。 計画は利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて作成されなければならないものであり、サービス内容等への利用者の意向の反映の機会を保証するため、事業所の管理者は、計画の作成に当たっては、その内容等を説明した上で利用者の同意を得て、当該計画を利用者に交付すること。 なお、交付した計画は、2年間保存しなければならない。 計画の作成に当たっては、居宅計画サービスを考慮しつつ、利用者の希望を十分勘案し、利用者の日々の介護状況に合わせて作成するものとする。 居宅サービス計画に基づきサービスを提供している事業者は、当該居宅サービス計画を作成している指定居宅介護支援事業者から短期入所生活介護計画の提供の求めがあった際には、当該計画を提供することに協力するよう努めているか。 <ul style="list-style-type: none"> 利用者の居宅サービス計画に基づいた勤務計画(予定)表などを作成し、適切なサービス提供に努めているか。 	<ul style="list-style-type: none"> サービス提供票 短期入所生活介護計画 居宅サービス計画(1)～(3) 短期入所生活介護計画 居宅介護サービス計画 看護・介護記録等 入所者の要介護度分布がわかる資料 勤務計画(予定)表 勤務表 	<p>法第74条第2項 基準第140条 準用(第16条)</p> <p>基準 第129条第1項 解釈 第3の八の3(5)①</p> <p>基準 第129条第2項 解釈 第3の八の3(5)③</p> <p>基準 第129条第3項</p> <p>基準 第129条第4項 解釈 第3の八の3(5) ④, ⑤</p> <p>基準第140条 準用 (第101条第1項)</p> <p>解釈 第3の八の3(16) イ</p>	

主 眼 事 項	着 眼 点	自己評価
4 衛生管理等	(2) 指定短期入所生活介護事業所ごとに、短期入所生活介護従業者の日々の勤務時間、常勤・非常勤の別、管理者との兼務関係、機能訓練指導員との兼務関係等を勤務表上明確にし、人員に関する基準が満たされていることを明らかにしているか。 併設の指定短期入所生活介護事業所については、本体施設の従業者と併せて勤務表を作成しているか。 空きベッドを利用して指定短期入所生活介護の事業を行う特別養護老人ホームにあっては、当該特別養護老人ホームの従業者について勤務表が作成されていれば差し支えない。	適 ・ 否
	(3) 指定短期入所生活介護事業者は、指定短期入所生活介護事業所ごとに、当該指定短期入所生活介護事業所の従業者によって指定短期入所生活介護を提供しているか。 ただし、利用者の処遇に直接影響を及ぼさない業務については、事業所の従業者以外による提供が可能である。	適 ・ 否
	(4) 指定短期入所生活介護事業者は、短期入所生活介護従業者の資質の向上のために、研修機関が実施する研修や当該事業所内の研修への参加の機会を計画的に確保しているか。	適 ・ 否 実 施 時 期 ()
	(1) 指定短期入所生活介護事業者は、利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じているか。	適 ・ 否
	(2) 指定短期入所生活介護事業者は、当該指定短期入所生活介護事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずるよう努めているか。 特に、食中毒及び感染症の発生を防止するための措置等について、必要に応じて保健所の助言、指導を求めるとともに、常に密接な連携を保っているか。また、インフルエンザ対策、腸管出血性大腸菌感染症対策、レジオネラ症対策等については、その発生及びまん延を防止するための措置について、別途通知等に基づき、適切な措置を講じているか。	適 ・ 否

・ レジオネラ属菌検査
直近の検査年月日
(年 月 日)

・ 検査結果(以下に○を付す)

不検出 (10CFU/100ml未満)

検 出 (10CFU/100ml以上)

・ 検出された場合、その対応は適切か。
適 ・ 否

・ 検査未実施の場合
検査予定月
(年 月頃)

チェックポイント	関係書類	根拠法令	特記事項
<ul style="list-style-type: none"> 管理者、機能訓練指導員等が併設本体施設等と兼務している場合、それぞれの勤務状況がわかるものとなっているか。 調理、洗濯等の利用者の処遇に直接影響を及ぼさない業務については、第三者への委託等を行ってもかまわない。 運営規程に短期入所生活介護従業者の質的向上を図るための研修等の機会を計画的に設ける旨を明示しているか。 入浴施設等のレジオネラ症防止対策等衛生管理は、適切に実施されているか。 (H14.10.18付け高対第406号保健福祉部長通知) 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 辞令又は雇用計画書 ○ 勤務表(兼務事業所も含む) ○ 職員の研修の記録 ○ 受水槽清掃記録簿 ○ 水質検査書 ○ 医薬品等管理簿 ○ 感染予防に関するマニュアル ○ 感染予防に関する職員研修記録 ○ 高齢者保健福祉施設等における浴槽・浴槽水のチェック項目表 ○ 浴槽・浴槽水の衛生管理票 	<p>基準第140条 準用 (第101条第2項)</p> <p>基準第140条 準用 (第101条第3項)</p> <p>基準第140条 準用 (第104条第1項)</p> <p>基準第140条 準用 (第104条第2項) 解釈準用 (第3の六の3の (7) ①, ②)</p>	

主 眼 事 項	着 眼 点	自己評価
5 事故発生時の対応	(3) 空調設備等により施設内の適温の確保に努めているか。	適 ・ 否
	(1) 指定短期入所生活介護事業者は、利用者に対する指定短期入所生活介護の提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じているか。	事故の発生有 ・ 無
	(2) 指定短期入所生活介護事業者は、(1)の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しているか。	適 ・ 否
	(3) 指定短期入所生活介護事業者は、利用者に対する指定短期入所生活介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行っているか。	事例の有無有 ・ 無 損害賠償保険加入 ・ 未加入
	(4) 指定短期入所生活介護事業者は、事故が生じた際にはその原因を解明し、再発生を防ぐための対策を講じているか。	適 ・ 否

チェックポイント	関係書類	根拠法令	特記事項
<ul style="list-style-type: none"> ・ 事故が発生した場合の対応方法について、あらかじめ定めておくことが望ましい。 ・ 損害賠償保険に加入しておくか、又は賠償資力を有することが望ましい。 ・ この場合において、準用される居宅基準第137条第3号及び第138条の規定について、指定共生型短期入所生活介護の利用定員は、指定短期入所の事業の居室のベッド数と同数とすること。つまり、短期入所事業所が、併設事業所の場合は指定短期入所の専用の用に供される居室のベッド数、空床利用型事業所の場合は指定障害者支援施設の居室のベッド数となること。例えば、併設事業所で利用定員20人という場合、要介護者と障害者及び障害児とを合わせて20人という意味であり、利用日によって要介護者が10人、障害者及び障害児が10人であっても、要介護者が5人、障害者及び障害児が15人であっても、差し支えないこと。 	○ 緊急時の連絡体制に関する書類	解釈準用 (第3の六の3の六の3(7)③) 基準第140条準用 (第37条第1項) 基準第140条準用 (第37条第2項) 基準第140条準用 (第37条第3項)	
	○ 事故に関する記録	解釈準用 (第3の一の3(27)③)	